

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

模倣被害に対する主要各国による措置及び対策
に関する実態調査報告書

平成 29 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

概括表

水際措置に関する規定の有無 (上段: 申立による差止、下段: 職権による差止)																
	特許権			実用新案権			意匠権			商標権			著作権			
	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	
米国	x	x	x	-	-	-	x	x	x	o	o	△	o	o	△	
	△	x	x	-	-	-	△	x	x	o	o	△	o	o	△	
オーストラリア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
英国	o	o	o	-	-	-	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	-	-	-	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
中国	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	
	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	
韓国	o	o	o	△	△	△	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	△	△	△	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
EU	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
カナダ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
チリ	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	△	△	△	△	△	△	
メキシコ	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
ペルー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
ニュージーランド	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
台湾	o	x	x	o	x	x	o	x	x	o	o	△	o	o	△	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	△	o	o	△	
フィリピン	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
ベトナム	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
タイ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
マレーシア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	x	x	x	
シンガポール	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
インドネシア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
カンボジア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	△	o	x	△	
ミャンマー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
ラオス	o	△	△	o	△	△	o	△	△	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
ブルネイ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	
UAE	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
トルコ	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
日本	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	

概括表

	水際措置について			刑事措置について				民事措置について			模倣被害の実態把握状況*3	
	税関登録制度	破産までの費用負担	税関における差止件数の統計調査の有無	営業秘密の不正取得*1	不正ラベル等の故意の使用*1	映画盗撮*1	刑事措置に関する統計調査の有無	法定損害賠償制度*2	追加的損害賠償	民事措置に関する統計調査の有無	模倣被害の実態把握調査	模倣被害の損害額の推定
米国	商標権 著作権	財務没収基金	あり	○	○	○	あり	あり	あり	なし	なし	なし
オーストラリア	商標権 著作権	権利者	なし	○	○	○	なし	あり	あり	なし	なし	なし
英国	特許権 意匠権 商標権 著作権	歳入関稅庁	あり	○	○	○	なし	あり	なし	なし	なし	なし
中国	専利権(特実意) 商標権 著作権	権利者	あり	○	○	○	あり	あり	あり(商標権)	あり	あり	なし
韓国	特許権 意匠権 商標権 著作権	輸出入者 (原則)	あり	○	○	○	あり	あり	なし	なし	あり	あり (非公開)
EU	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	税関当局	あり	各加盟国による				各加盟国による			—	—
カナダ	商標権 著作権	権利者	なし	×	○	○	あり	あり	あり	なし	—	—
チリ	なし	事案により異なる	あり	○	○	○	あり	あり	なし	なし	—	—
メキシコ	商標権	刑事事件: 刑事当局 行政事件: 権利者	あり (非公開)	○	○	×	なし	あり	なし	なし	—	—
ペルー	商標権 著作権	権利者又は輸出業者	なし	×	○	○	なし	あり	なし	なし	—	—
ニュージーランド	商標権 著作権	権利者	なし	○	○	×	なし	あり	あり(著作権)	なし	—	—
台湾	商標権 著作権	被差押人	あり	○	○	○	あり	あり	あり	あり	—	—
フィリピン	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	輸入者又は輸出者	あり	○	○	○	あり	あり	あり	あり	—	—
ベトナム	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	侵害: 侵害者 非侵害: 権利者	あり	×	○	×	なし	あり	なし	なし	—	—
タイ	商標権 著作権	輸入者	あり (非公開)	○	○	○	あり (非公開)	あり	あり	あり (非公開)	—	—
マレーシア	なし	権利者	なし	×	○	○	あり (非公開)	あり	あり	あり (非公開)	—	—
シンガポール	なし	権利者	あり (非公開)	○	○	○	あり	あり	あり (著作権のみ)	なし	—	—
インドネシア	なし	規定なし	なし	○	○	○	なし	あり	なし	なし	—	—
カンボジア	なし	規定なし	なし	×	○	○	なし	あり	なし	なし	—	—
ミャンマー	商標権	税関	なし	○	○	×	なし	あり	なし	なし	—	—
ラオス	なし	侵害: 侵害者 非侵害: 権利者	なし	○	○	○	なし	あり	なし	なし	—	—
ブルネイ	なし	規定なし	なし	×	○	○	なし	あり	明確な規定なし	なし	—	—
UAE	商標権	侵害品の所有者	あり (原則非公開)	×	○	×	なし	あり	なし	なし	—	—
トルコ	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	税関	あり (原則非公開)	○	○	○	あり (非公開)	あり	あり (著作権のみ)	なし	—	—
日本	なし	税関	あり	○	○	○	あり	あり	なし	あり	あり	あり

*1 一説法による対応も含まれる

*2 各国毎に内容が異なる

*3 米国、オーストラリア、英国、中国、韓国、日本について調査

14 ベトナム

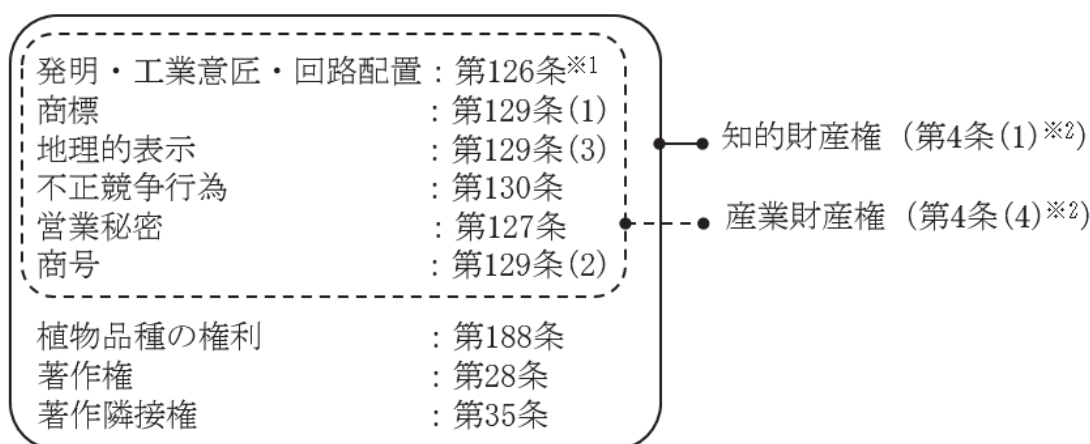
14.1 エンフォースメントに係る制度の内容及び運用状況

(1) 概要

ベトナムでは、知的財産権に関する模倣品に対する水際措置において、特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権のすべての模倣品が対象となっており、輸出入及びトランジットにおける通関保留等が実施されている。またこれらすべての権利について税関登録制度の対象となっている。

(2) 知的財産権の侵害に関する法律の概要

ベトナムでは、知的財産権^{1,2}の侵害に関しては、日本のように特許法や商標法等の各法に分かれておらず、一括して、ベトナム知的財産法において、「著作権、著作隣接権、工業所有権³及び植物品種の権利」（知的財産法第4条第1項（1））に関する侵害行為及び民事救済、行政及び刑事措置に関する取扱いに関する規定が設けられている（例えば、知的財産法第198条から第215条）。ここで、前記の工業所有権とは、「発明、工業意匠、半導体集積回路の回路配置、商標、商号、地理的表示、営業秘密に対するそれらの者の権利並びに不正競争の防止についての権利」（知的財産法第4条第1項(4)）と定義され、日本でいう、特許権、意匠権及び商標権に加えて、商号、地理的表示、営業秘密及び不正競争の防止に関する権利も含まれる（下記図1参照）。



※1：枠内の条文番号は知的財産法における各権利の侵害を定める規定を指す。

※2：知的財産法における定義規定

図1 ベトナム知的財産法における各権利の位置付けと侵害規定

¹ ベトナム知的財産法の日本語訳では、「知的所有権」及び「工業所有権」の語を使用しているが、本報告書のベトナムの章においては、条文引用の箇所を除いて、それぞれ「知的財産権」及び「産業財産権」と記載する。日本語訳は、日本特許法ウェブサイト内、外国産業財産権制度情報「ベトナム知的財産法」を参照している。

URL:<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/vietnam/tizaihou.pdf>（最終アクセス日：2017年3月13日）

² 知的財産法第4条第1項において「次の用語は、本法において次のとおり理解しなければならない。(1)知的所有権とは、組織又は個人の有する知的所有権であり、著作権、著作隣接権、工業所有権及び植物品種の権利を含む。」と規定されている。日本語訳は前掲脚注1に同じ。

³ 知的財産法第4条第1項(4)において「工業所有権とは、組織又は個人により創出され又は所有される発明、工業意匠、半導体集積回路の回路配置、商標、商号、地理的表示、営業秘密に対するそれらの者の権利並びに不正競争の防止についての権利である。」と規定されている。日本語訳は前掲脚注1に同じ。

知的財産法に加えて、水際措置及び行政罰に関しては関税法や関連する政令 (Decree) や政府通達 (Circular) がある。また、刑罰に関しては、刑法及び刑事訴訟法に知的財産権の侵害に関する規定が用意されている。

(3) 取り得る措置の概要

ベトナムでは、知的財産権の侵害に対して行政措置、民事措置及び刑事措置による救済を求めることが可能である (知的財産法第199条(1))。また、適切な場合には、国家所管当局が知的財産権関連の輸入及び輸出に関する管理措置を行う権利を有し、場合により行政罰が科される (知的財産法第199条(2)、同法第211条(1)他)。

行政措置に関係する主な機関としては、表1のものがある⁴。これらの行政機関は、知的財産権の権利者の要求に基づき、偽造品、知的財産権の侵害品に対して立入り検査を行い、一時押収、没収し、違反者に対して処罰を与えるとともに、偽造品、知的財産権侵害品を廃棄処分する、又は侵害部分を排除することができる。また、案件の複雑性に合わせ、処分過程において関係者間の協力を要求する、又は国家知的財産庁 (The National Office of Intellectual Property ; NOIP)、知的財産権科学院といった専門機関に専門的な意見を聴取することができる。案件に犯罪の疑いがある場合、これらの行政実施機関は刑事訴訟機関に対して案件を訴訟するために書類送検を実施する。

表1 模倣品対策に関係する主な行政機関の名称⁵

機関名	英語名称 (略称)
ベトナム税関総局	Vietnam Customs
科学技術省監査局	The Ministry of Science and Technology (MOST)
産業通商省市場管理局	The Ministry of Industry and Trade (MOIT)
公安省経済警察	The Ministry of Public Security (MPS)

また、模倣品対策に関係する民事裁判所及び刑事裁判所の役割は表2のとおりである⁶。

表2 民事裁判所及び刑事裁判所の役割

民事裁判所	刑事裁判所
偽造品製造販売による知的財産権の侵害行為を含めた知的財産権に関わる紛争を裁判する機関である。知的財産権を侵害した組織、個人を処分するために、裁判所は、侵害行為の強制的中止、民事義務の履行の強制、廃棄処分等の民事措置を講じることができる。	ベトナム刑法では、知的財産権の侵害行為については、偽造品の製造販売行為が犯罪にあたる可能性がある行為として定められている。商標に対する侵害行為は刑事裁判所に訴訟、裁判されることがあり、裁判所から有罪判決を受けた場合、違反者は懲役罰等の追罰を科されることがある。

さらにベトナムでは、政府は密輸、不正貿易、偽造品防止に関する国家指示委員会 (「国家指示委員会389号」と略称する) を設立し、その委員長を副首長、構成委員を各省庁

⁴ 行政措置に関する実行機関及びその活動内容については、本調査研究におけるヒアリング調査に基づく。

⁵ 行政機関の名称及び英語名称については、下記のウェブサイトの情報を参照した。

外国産業財産権侵害対策等支援事業ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」～侵害～ ベトナム URL: <http://iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf/Vietnam.html> (最終アクセス日: 2017年3月13)

⁶ 裁判所の役割については、本調査研究におけるヒアリング調査に基づく。

の指導部にする⁷。指示委員会389号の主要任務と活動は、法律施行機関間の協働戦略、計画を策定してその実施を指導し、多分野にまたがる大規模な検査を直接行い、密輸、不正貿易、偽造品の防止における国際協力を実施する。

以下では、行政措置については水際措置に関する概要、刑事措置については営業秘密の不正取得等の特定の行為に対する刑事罰、及び民事措置については損害賠償について述べる。

14.1.1 水際措置の内容及び実施状況

(1) 対象となる知的財産法

水際措置の対象となる知的財産権は、法上の「知的財産権」、すなわち特許権、実用新案権及び意匠権、商標権、著作権に加え、著作隣接権、商号、営業秘密、地理的表示、不正競争行為、植物品種の権利である（前記図1参照）。そして、これらの権利は、輸出、輸入及びトランジットにおける侵害被疑品の差止等による保護の対象となっている⁸。

表3 水際措置に関する規定の有無⁹

		特許	実用新案	意匠	商標	著作権
輸入	申立差止	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}
	職権差止	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}
輸出	申立差止	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}
	職権差止	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}
トランジット	申立差止	○ ^{※2}	○ ^{※2}	○ ^{※2}	○ ^{※2}	○ ^{※2}
	職権差止	○ ^{※2}	○ ^{※2}	○ ^{※2}	○ ^{※2}	○ ^{※2}
税関登録制度		○ ^{※3}	○ ^{※3}	○ ^{※3}	○ ^{※3}	○ ^{※3}

^{※1} 根拠となる規定は、税関法第73条、知的財産法第216条及び通達第13号（13/2015/TT-BTC）

^{※2} 根拠となる規定は、知的財産法第216条、通達第13号及び通達第11号（11/2015/TT-BKHCHN）

^{※3} 根拠となる規定は、税関法第76条及び知的財産法第218条

(2) 水際措置の範囲及び担保法

水際措置における知的財産権の差止の主な担保法としては、知的財産法、税関法（第54/2014/QH13号）、通達第13号（Circle No. 13/2015/TT-BTC）があり、知的財産権の所有者が税関に請求できる措置として、以下のものが定められている。

- ・知的財産権の侵害被疑品を発見するための監視及び監督
- ・知的財産権侵害被疑品の通関停止¹⁰

⁷ 国家指示委員会 389 号の役割については、本調査研究におけるヒアリング調査に基づく。

⁸ 本調査研究における質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁹ なお、水際措置の有無の判断は、基本的に質問票調査の回答及びその根拠となる規定の有無に基づく。表2では、根拠となる規定を確認できた場合は「○」とし、根拠となっている規定がない又は不明であるが運用で差止に限らず何らかの取締りを行っている場合は「△」とした。また、根拠となる規定がない又は確認できず、かつ質問票調査等でも確認できなかったものを「×」とした。なお、これらの取締り主体は税関に限らない。加えて、表内の「税関登録制度」は、対象となる権利に関する情報を税関に独自に登録することができる場合を○とした。

¹⁰ Pham & Associates 法律事務所「模倣対策マニュアル ベトナム編」、第26頁、日本貿易振興機構、2012年3月、日本特許庁ウェブサイト内、URL:<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/index/mohouhin.htm>（最終アクセス日：2017年

<税関法¹¹>

第73条 税関手続きの検査・監視・一時停止の原則

1. 知的財産に関する法規により保護された知的財産権の所有者は、税関機関に対し、侵害の疑いがある輸出入用商品に対する税関手続きの検査、監視または一時停止の対策適用を要請することができる。
2. 知的財産権の所有者または法的に委任された者が書面で税関手続きの一時停止を要請し、法的な所有権の証拠、知的財産権侵害の証拠を提供し、法規により不正な税関手続きの一時停止で発生した損害及び費用の賠償を確保するために所定の金額または金融機関の保証書類を支払った、または提出した場合のみに、税関機関は輸出入用商品に対する税関手続きの一時停止を決定する。
3. 本法に規定する侵害の疑いがある輸出入用商品に対する税関手続きの一時停止に関する規定は、人道援助品、移動資産、優遇政策や免除対象品、免税対象の荷物、ギフト、贈り物や通過貨物に適用されない。

<知的財産法¹²>

第216条 知的所有権関係の輸入及び輸出の国境管理措置

- (1) 知的所有権関係の輸入及び輸出の国境管理措置は、次のものを含む。
 - (a) 知的所有権侵害容疑のある商品に係る税関手続の停止
 - (b) 知的所有権侵害の標識を含む商品の検出の監督
- (2) 知的所有権侵害容疑のある商品に係る税関手続の停止は、商品ロットについての情報及び証拠の収集を目的として知的所有権所有者の請求により講じられる措置であり、これは当該知的所有権所有者が、侵害処理を請求し、かつ、暫定的措置若しくは予防措置の適用を請求する権利を行使し、また行政罰を科すべきことを確保する根拠として役立つものである。
- (3) 知的所有権侵害の標識を含む商品を検出する審査及び監督は、税関手続の停止を請求するために情報収集を目的として知的所有権所有者の請求により講じられる措置である。
- (4) (2)又は(3)にいう措置適用の過程の間、何らかの商品が第213条に従い知的所有権の偽造商品であると認められたときは、税関は、第214条及び第215条にいう行政措置を適用する権利及び義務を有する。

3月13日)

¹¹ ベトナム 2014 年税関法 (第 54/2014/QH13 号) の日本語訳は、法務省ウェブサイトの法務総合研究所国際協力部 (ベトナム) に掲載のものを使用した。URL: <http://www.moj.go.jp/content/001153057.pdf> (最終アクセス日: 2017 年 3 月 13 日) 以下も同様。

¹² 本法の日本語訳文は、日本国特許庁ウェブサイト内 外国産業財産権制度情報「ベトナム知的財産法」を参照した。URL: <http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/vietnam/tizaihou.pdf> (最終アクセス日: 2017 年 3 月 13 日) 以下も同様。

<通達第13号¹³>

Article 3. Interpretation of terms

The terms used in this Circular shall be construed as follows:

(the rest omitted)

2. Protection of intellectual property rights in customs field means customs authority shall apply measures of inspection , monitoring, control, temporary suspension of customs procedures for exported and imported goods that are subjects of intellectual property rights in accordance with Article 216 of the Law on Intellectual Property and Articles 73, 74, 75, 76 of the Law on Customs and relevant legal documents to detect, combat and handle the infringement of intellectual property rights in the field of customs.

(the rest omitted)

9. Infringements of intellectual property rights are the acts referred to in Articles 28, 35, 126, 127, 129 and 188 of the Law on Intellectual Property.

第3条 用語の解釈

次の用語は、本通達において次のとおり理解しなければならない。：

(中略)

2. 税関における知的財産権の保護とは、知的財産法第216条、税関法第73条、第74条、第75条及び第76条及び関連法に基づき知的財産権の保護が必要となる輸出入貨物に対して、税関当局が検査、監視、管理及び一時差押えの措置講じ、税関における当該侵害を検査、取締り及び取扱いを行うことをいう。

(中略)

9. 知的財産権の侵害とは、知的財産法第28条、第35条、第126条、第127条及び第188条にいう行為をいう。

Chapter II RECEPTION AND ACTIONS AGAINST APPLICATION FOR INSPECTION, MONITORING EXPORTED OR IMPORTED GOODS THAT ARE SUBJECTS OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS

Chapter III RECEPTION AND ACTION AGAINST APPLICATION FOR TEMPORARY SUSPENSION OF CUSTOMS PROCEDURES AND PROCEDURES FOR TEMPORARY SUSPENSION OF CUSTOMS PROCEDURES

Chapter IV CUSTOMS SUPERVISION AND INSPECTION FOR EXPORTED OR IMPORTED GOODS INFRINGING INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS AND COUNTERFEIT GOODS

Chapter V CUSTOMS CONTROL FOR COUNTERFEIT GOODS AND GOODS INFRINGEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS

第2部 知的財産権の保護が必要となる輸出入貨物の検査、監視の申請に対する受理と措置

第3部 税関手続における一時差押え及び税関手続における一時差押えの手続の申請に対する受理と措置

¹³ 財務大臣通達第13号(13/2015/TT-BTC)の英文は、WIPOウェブサイト内、WIPO Lex、Viet Namに掲載のものを参照した。日本語訳は本調査研究のための仮訳である。URL:http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=383835 (最終アクセス日：2017年3月13日) 以下も同じ。

第4部 知的財産権の保護が必要となる輸出入貨物及び模倣品に対する税関における監督と検査
第5部 知的財産権の保護が必要となる輸出入貨物及び模倣品に対する税関における管理

また産業財産権については、政令第99号（Decree 99/2013/ND-CP）及びその細則等に行政罰が規定されている¹⁴。

<政令99号¹⁵>

第10条 発明、実用新案及び回路配置に対する権利違反行為

1. 違反商品の価値が三百万ドン以下である場合、以下の行為に対して警告罰則もしくは五十万ドンから二百万ドンまでの罰金に処す。
 - a) 発明権、実用新案権、回路配置権に違反した商品について販売・販売のための申出・輸入・運搬・保管・展示をすること
 - b) 発明権・実用新案権に違反した商品もしくは発明権・実用新案権に違反した製造過程により生産された商品を利用すること
 - c) 本項a、bに規定する違反行為をなすために発注、委託、雇用をすること
(以下、省略)

第11条 商標、地理的表示、商号、又は工業意匠の権利侵害行為

第12条 商標模倣又は地理的表示模倣の商品の生産、輸入、販売、運送、保管

第13条 商標模倣又は地理的表示模倣を付したスタンプ、ラベル、物品の販売を目的とする生産、輸入、販売、運送又は保管行為

第14条 産業財産分野における不正競争

ベトナムでは、前記の知的財産法及び通達第13号、並びに通達第11号により、輸出入における侵害被疑品に加えて、トランジットにおける侵害被疑品についても差止が可能である。ただ、税関法第73条ではトランジットは除かれている点で知的財産法と税関法で整合のとれていないところもある。

一方で実務上は、ベトナムでは消費者又は社会の利益を損なう場合に行政措置等を請求することができるという基本的な考え方があり、トランジットにおける侵害被疑品の取締の対象は、ベトナム国内に輸入される可能性があるもので、消費者又は社会に悪影響のあるものに限られている¹⁶。

¹⁴ 本調査研究における質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

¹⁵ 政令第99号（99/2013/ND-CP）の日本語は、JETRO ウェブサイトの知財に関する情報（ベトナム）に掲載のものを参照した。

URL:https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/vn/ip/pdf/laws_industrial_property_rights_legislative_sanction_992013ND-CP.pdf（最終アクセス日：2017年3月13日）

¹⁶ 本調査研究における質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

＜通達第11号¹⁷＞

Article 17. Transit of goods infringing upon industrial property rights
Competent agencies shall handle acts of transiting goods infringing upon industrial property rights in case industrial property rights holders have sufficient grounds to prove such transited goods cause damage to them or to consumers in Vietnam.:

第17条 トランジットにおける産業財産権の侵害品
産業財産権の権利者が、自己又はベトナムの消費者に損害を与えることを証明するのに十分な証拠がある場合、トランジットにおける産業財産権の侵害品を取扱うものとする。

(3) 税関登録制度

ベトナムでは、商標権者及び著作権者は、自己の権利を侵害する又は侵害するおそれのある侵害被疑品を税関で差押えるために、事前に自己の権利を税関に登録することができる。

税関登録制度については税関登録制度については、税関法及び前記の通達第13号 (Circle No. 13/2015/TT-BTC) 第2部に規定されている。提出書類としてそれぞれの知的財産権の正当な権利者であること証明する下記のような書類 (特許証等) が必要である。必要書類がない等の提出書類に不備がある場合には申請が却下される。

- ・書式に従った申請書 (通達13号)
- ・保証書
- ・委任状 (ある場合)
- ・本物と偽造品の識別書類
- ・正規輸入ルートに関する情報、輸入者リスト

申請が受理されると必要な検査を経て、税関登録のデータベースに登録され、全国の各税関部署へ通知される。税関登録は受理した日から2年間有効で、さらに2年間の延長が可能。ただし、各知的財産権の保護期間の範囲は超えない。

これまでの累積登録件数は、特許権が6件、実用新案権は0件、意匠権は7件、商標権は930件、著作権は0件である¹⁸。

＜税関法＞

第74条 税関手続きの検査・監視・一時停止の要請手続き

1. 知的財産権の所有者は直接、または法的に委任された者を通じて、侵害の疑いがある輸出入用商品に対する税関手続きの検査、監視または一時停止を書面にて税関機関に要請することができる。
2. 検査・監視の場合、知的財産権の所有者または法的に委任された者は、費用および手数料に関する法律に従い、費用および手数料を支払い、税関機関に以下の書類を全て提供しなければならない。

¹⁷ 財務大臣通達第 11 号 (11/2015/TT-BKHCN) の英訳及び日本語訳は、質問票調査に基づき本調査研究のための仮訳である。

¹⁸ 本調査研究における質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

- a) 依頼書。依頼書提出委任の場合は委任書。
- b) 工業所有権の保護証明書の写し、または工業所有権がベトナムで保護されていることを証明するその他の書類、または工業所有権対象物の使用権限譲渡契約登録証明書の写し、著作権の登録証明書、著作権、著作権に関連する権利、植物品種権登録証明書の写し、または著作権、著作権に関連する権利、植物品種権を証明するその他の書類。
- c) 知的財産権を侵害する商品の詳細な記述書、写真、純正品と知的財産権の侵害品を区別する特性。
- d) 監視を必要とする商品の法的輸出入者一覧、知的財産権を侵害する可能性のある商品の輸出入者一覧。

知的財産権の保護を必要とする商品の税関検査・監視対策を適用する期限は、税関機関が知的財産権の保有者の要請を受理した日から2年間である。この期限はさらに2年間延長できるが、知的財産に関する法律の規定による関連の知的財産権対象物の保護期間を超えないものとする。

(以下、省略)

<通達第13号>

Article 6. Provisions of application for inspection, supervision of exported or imported goods that are subjects of intellectual property rights

Holders of intellectual property rights or authorized person shall submit an application to the General Department of Customs (Customs Management Supervision Department), including:

1. A written form of inspection and supervision of exported and imported goods that are subjects of intellectual property rights in the form No.01-SHTT enclosed with this Circular: 01 original;
2. A Diploma of protection of industrial property rights or other documents of industrial property rights which are protected in Vietnam or Certificate of transfer contract registration of right to enjoyment of industrial property objects; Certificate of registration of copyright and rights related to copyright, plant variety rights or other documents of copyrights and rights related to copyrights, plant variety rights: 01 copy signed, stamped and certified by the holders of intellectual property rights or authorized person;
3. A detailed description of goods infringing intellectual property rights, photos, characteristics to distinguish genuine goods with goods infringing intellectual property rights: 01 original;
4. A list of legal exporters and importers goods required supervision; a list of people who may export and import of goods infringing intellectual property rights: 01 original.

第6条 知的財産権の保護が必要となる輸出入貨物の検査及び監督の申請

知的財産権者又は許可を受けた者は、税関総監（税関管理監督局）に、以下を含む申請書を提出しなければならない。

1. 本通達と同封されたフォームNo.01-SHTTの形式による、知的財産権の保護が必要となる輸出入貨物の検査監督に関する書面
2. 産業財産権その他のベトナムで保護されている産業財産権の権利証又は工業所有物の享受権の譲渡契約登録証；著作権および著作権、植物品種権に関連する権利の登録証又は著作権、植物品種権に関連する権利に関するその他の書類：知的財産権者または許可された者の保有者が署名し、捺印し、認定したコピー一部。
3. 侵害品の詳細な説明、写真、知的財産権を侵害している物品と真正品を区別するための特徴：原本一部。
4. 監視が必要な製品の法定輸出業者と輸入業者のリスト；知的財産権を侵害している商品の輸出入を行うと思われる人々のリスト：原本一部。

Article 7. Reception, inspection and actions against application

1. After receiving a full application as prescribed in Clause 1, Article 6 of this Circular, the customs authorities shall check the application in accordance with the following contents:
 - a) The legal status of the applicant in accordance with the law;
 - b) The match between the content of the application and the enclosed documents; the validity of the diplomas of protection of intellectual property rights;
 - c) Specimens, exhibits (or snapshot) in accordance with the content of intellectual property rights required for protection or denunciation content of violations;
 - d) The authorized content in accordance with the competence of the customs authorities and the applicant (in case of authorized application).
2. Applications shall be rejected in the following cases:
 - a) The application is not submitted to the proper competent agencies;
 - b) The customs authority has basis to assert that the applicant does not have enough legal status under the provisions of law;
 - c) The applicant does not provide all the documents prescribed in Clause 2, Article 74 of the Law on Customs;
 - d) When handling of the application, the customs authorities receive the documents of the State management agencies on intellectual property notifying of dispute or complaint about the holders, protection ability, and scope of protection of intellectual property rights.
3. If the application is accepted, the process shall be as follows:
 - a) After receiving the request for customs supervision and inspection for exported and imported goods that are subject of intellectual property rights, the General Department of Customs (Customs Management Supervision Department) shall update the database system of protection of intellectual property rights and send an acceptance notice of the application to the Customs Departments of the provinces, cities; the Smuggling Investigation and Prevention Department to commence the inspection and supervision.
 - b) Customs Departments of provinces and cities, the Smuggling Investigation and

Prevention Department shall receive the notice of the General Department of Customs (Customs Management Supervision Department) and look up data on the system to commence the implementation within their administrative division;

- c) Sub-department of Customs shall base on the database and the notice of the General Department of Customs (Customs Management Supervision Department) to commence measures of customs supervision and inspection for exported and imported goods which have signs of infringing intellectual property rights as stipulated in Article 14 of this Circular. 4. Within 20 days after the date of receipt of satisfactory application under the provisions of paragraph 1 of Article 6 of this Circular, the General Department of Customs (Customs Management Supervision Department) shall inspect and notify in writing to the applicant about accepting the application or not .

第7条 申請に対する受理、検査及び措置

1. 税関当局は、本通達第6条第1項に規定する書類をすべて整えた申請を受理した後、次の内容に従って申請書を点検しなければならない。
 - a) 法律に基づく申請者の法的地位。
 - b) 出願の内容と同封の文書との一致。知的財産権の保護の卒業証書の有効性。
 - c) 違反の保護または告発内容に必要とされる知的財産権の内容に従った標本、展示物（またはスナップショット）。
 - d) 税関当局と申請者の能力（認可申請の場合）に従って、許可された内容。
2. 以下の場合、申請は却下される：
 - a) 申請が適切な管轄機関に提出されない。
 - b) 税関当局が申請者が法律の規定の下で十分な法的地位を有していないと主張する根拠を有する。
 - c) 申請者が、税関法第74条第2項に規定するすべての書類を提出しない。
 - d) 申請の取扱いに際して、税関当局が、知的財産の国家管理機関から所有者、保護能力および知的財産の保護の範囲についての紛争や苦情を通知する書面を受領する場合
3. 申請が受理された場合、手続きは以下のとおりとなる：
 - a) 知的財産権の保護が必要となる輸出入品の税関監督及び検査の申請を受けた後、税関総局（税関管理監督局）は、知的財産権の保護に関するデータベースシステムを更新し、申請の受理の通知を都道府県の税関部；検査監督を開始する密輸調査部に送付する。
 - b) 税関当局は、税関総局（税関管理監督局）の通知を受け、管理部門内で実施を開始するためのシステムに関するデータを検索する。
 - c) 税関の下位部は、データベースおよび税関総監督庁（税関管理監督局）の通知に基づき、本通達14条に規定のとおり、商品に定める知的財産権の侵害の兆候を有する輸出入品の税関監督検査の措置を開始する。
4. 税関総局（税関管理監督局）は、本通達第6条第1項の規定により満足のいく申請を受理した日から20日以内に、申請者の申請の受理について書面で検査し通知しなければならない。

Article 8. Invalidation of application

The General Department of Customs (Customs Management Supervision Department) shall have notice of termination invalidation of application for inspection and supervision of exported and imported goods that are subject of intellectual property rights in the following cases:

1. The applicant has a written request for permission to terminate the inspection

- and supervision of the customs authorities for goods required for protection;
2. The applicant does not have a written request for permission for extension upon the expiry of validity of the application for inspection and supervision;
 3. State management agencies of intellectual property have a notice of cancellation of degree of protection of intellectual property rights granted to the applicant.

第8条 申請の無効

税関総局（税関管理監督局）は、以下の場合には、知的所有権の対象である輸出入品の検査及び監督の申請の解約通知をしなければならない。

1. 申請者は、保護のために必要な物品の税関当局の検査と監督を終了するための書面による要請を受けている。
2. 出願人は、検査及び監督のために出願の有効期限が切れたときの延長許可の書面による要請をしていない。
3. 知的財産の国家管理機関は、出願人に与えられた知的財産権の保護の程度の解除の通知を有する。

(4) 税関における模倣品の差止から処分までの手続

税関における侵害被疑品の差止から処分に係る手続については、税関法、知的財産法及び前記の通達第13号（Circle No. 13/2015/TT-BTC）に規定されている。以下にその手続の概要について記載する¹⁹。

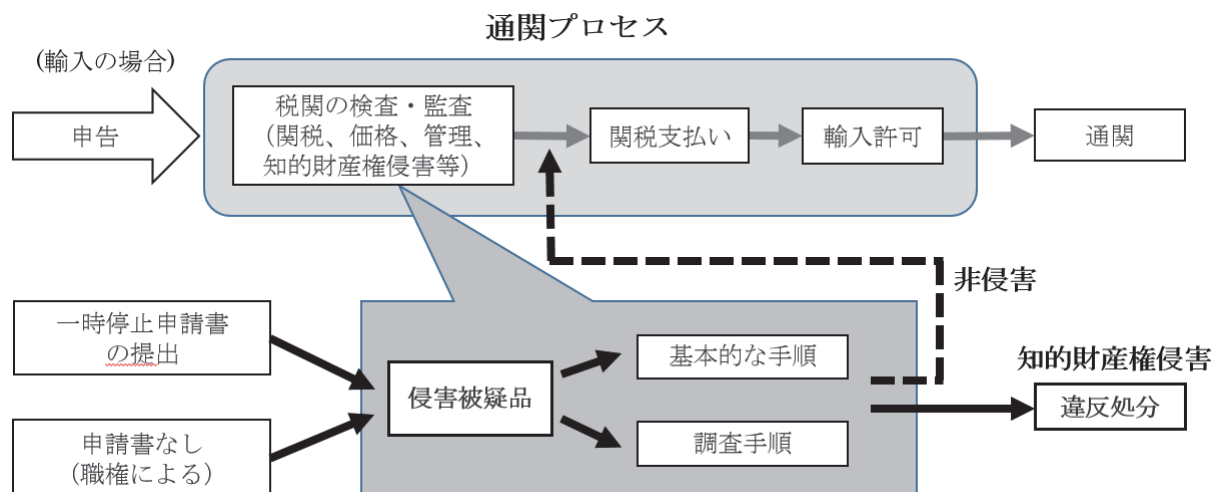
侵害品の差止から処分までの流れは図2及び図3に示すとおりである。

手続	手続の説明
1. 税関検査と知財権監督の登録	税関当局に自己の知財権を含む輸出入品の監督、監視を求める権利者は、税関の要求に従い申請を行う。
2. 知的財産権侵害の疑いのある物品の発見	輸入品と輸出品の税関検査と監督の過程で、税関当局が知的財産権を侵害していると疑われる商品の兆候を検出した場合、税関は疑わしい侵害被疑品の情報を権利者に通知しなければならない。
3. 税関手続の停止	税関は、知的財産権保有者が関税手続の一時停止を要求し関税法第76条に定める保証金を納付した場合、10営業日以内に税関手続を一時的に停止することを決定する。
4. 商品の法的地位の決定	輸入者および権利者は、どの商品が権利を侵害しているか否かを判断するために商品を確認し、サンプル調査することができる。税関は、権利を侵害していると疑われる商品の知的財産権に関する専門知識を求めることができる。一時停止期間が満了すると、税関は侵害品を認定した後に差し押さえの決定を下すことができる。
5. 侵害の調査と検証	税関は侵害判断のため両当事者からエビデンスを収集し評価する
6. 認定及び侵害品の取り扱い	収集された証拠及び書類に基づき、税関は侵害認定を行い侵害品の差押及び破棄を行う。

図2 差止から処分までの流れ²⁰

¹⁹ ベトナムの税関法及び知的財産法、並びに本調査研究における質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

²⁰ 本調査研究における質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

図3 輸入の場合の差止から処分までの流れ²¹

<税関法>

第76条 税関手続きの一時停止の手続き

1. 税関手続きの検査・監督依頼書を税関機関に受理された申請者に対する税関手続きの一時停止の手続きは次の通りである。
 - a) 知的財産権侵害の疑いがある貨物を検出した場合、税関機関は税関手続きを一時停止し、すぐに申請者に書面で通知する。
 - b) 税関機関の通知を受領した日から3営業日以内に、申請者が税関手続きの一時停止を書面で要請しない場合、税関機関は規定に従って税関手続きを実施し続ける。申請者が書面で一時停止を要請すると同時に、本法第74条第3項の規定による金額を支払った、または保証書類を提出した場合、税関機関は税関手続きの一時停止を決定する。
2. 知的財産の所有者が知的財産権侵害の疑いがある商品に対する税関手続きの一時停止を要請したが、検査・監視依頼書を提出していない場合、税関機関は、本法第74条第3項の規定を満たした場合、税関手続きの一時停止を決定する。
3. 税関手続きの一時停止の期間は、税関機関が決定した日から10営業日以内である。一時停止を要請した者が正当な理由がある場合、一時停止を要請した者が本法第74条第3項に定められた金額を支払ったか、または保証書類を提出した上、この期限を延長することができるが、20日を超えないものとする。
4. 本条第3項に定められた一時停止期間の満了後、一時停止を要請した者が民事訴訟を提起せず、税関機関が行政違反処分手続きに従って、受理を決定しない場合、税関機関は該当の商品に対する税関手続きを実施し続ける。
本条第3項に定められた一時停止期間の満了までに、一時停止を要請した者が依頼書を撤回し、税関機関が行政違反処分手続きに従って受理を決定しない場合、税関機関は該当の商品に対する税関手続きを実施し続ける。

²¹ 本調査研究におけるヒアリング調査に基づく。

5. 知的財産権の所有者または法的に委任された者は、商品の倉庫費、積み降ろし費および保管費を含めて、不正な税関手続きの一時停止で発生した費用全てを荷主に支払わなければならない。
6. 知的財産権の所有者または法的に委任された者が、税関機関または権限のある機関の決定による発生費用及び損害賠償を支払った後、税関機関は知的財産権の所有者または法的に委任された者に保証金額を払い戻す。
7. 納税期限（もしあれば）は、税関機関が商品ロットに税関手続きの継続を決定した日から計算される。

<知的財産法>

第218条 税関手続きの停止の適用に係る手続

- (1) 税関手続きの停止を請求する者が、その者の第217条に規定する義務を適切に履行したときは、税関は、関係商品ロットに関する税関手続きの停止に関する決定を発出しなければならない。
- (2) 税関手続きの停止期間は、税関手続きの一時停止の申請者がその一時停止に関する税関機関の通知を受領した日から10日間とする。この期間は、税関手続きの停止を請求する者が正当な理由を有し、かつ、第217条(2)にいう追加金額を供託したときは、20日まで延長することができる。
- (3) (2)に規定の期間の満了時に、税関手続きの停止を請求する者が民事訴訟を提起せず、かつ、税関が商品ロットの輸入者を行政手続に基づいて取り扱う事件を受理しなかったときは、税関は次の通りしなければならない。
 - (a) 当該商品ロットに係る税関手続きの完成を継続すること
 - (b) 税関手続きの停止を請求する者に対して、強制的に、税関手続き停止の不合理な請求により当該商品ロットの所有者が被った全損害を補償させること、及び税関が被った商品の保管保存経費並びに税関に関する法律及び規則に従い税関及び他の関係組織及び個人が被ったその他の費用を支払わせること
 - (c) 税関手続きの停止を請求する者に対して、義務を履行し、かつ、(b)にいう全費用支払の後に、供託保証金の残額を償還すること

(5) 費用負担

税関における侵害被疑品の差止等にかかる費用負担については、侵害被疑品の判定結果により異なる²²。

知的財産権を侵害すると判定された場合には、通達第13号及びベトナム行政違反処分法に基づいて、侵害者に侵害被疑品の処分の義務及び差止等にかかる費用の全額負担の義務が生じる。

一方、非侵害と判定された場合には、知的財産法、税関法及び通達第13号に基づいて、権利者が侵害被疑品の差止等で発生した費用及び損害の全額負担をしなければならない。

²² 本調査研究における質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

侵害判定された場合

<通達第13号>

Article 4. Rights and obligations of related organizations and individuals
(the rest omitted)

5. Organizations and individuals infringing intellectual property rights shall destroy and pay all expenses related to the destruction of exported and imported goods infringing intellectual property rights or counterfeit goods as prescribed in law on handling of administrative violations.

第4条 関係する団体及び個人の権利及び義務
(中略)

5. 行政処分法のとおり、知的財産権を侵害した団体及び個人は、知的財産権を侵害した貨物又は模倣品を処分し、費用を全額負担しなければならない。

<ベトナム行政処分法>

第33条 行政違反処罰の原則

行政違反の個人や組織は法律の規定に従って人間の健康、動物、植物と環境に有害な商品や物品、有害な内容がある文化製品またはその他の破壊対象証拠を破壊しなければならない。行政違反の個人や組織が自発的に実施しない場合、実施を強制される。

第85条 結果克服措置の執行

(中略)

2. 行政違反の個人や組織は法律の規定に従って決定に記載された結果克服措置を実施し、その結果克服措置の実施にかかった費用の全てを負担する。

(以下、省略)

非侵害の場合

<税関法>

第76条 税関手続きの一時停止の手続き

(中略)

5. 知的財産権の所有者または法的に委任された者は、商品の倉庫費、積み降ろし費および保管費を含めて、不正な税関手続きの一時停止で発生した費用全てを荷主に支払わなければならない。

6. 知的財産権の所有者または法的に委任された者が、税関機関または権限のある機関の決定による発生費用及び損害賠償を支払った後、税関機関は知的財産権の所有者または法的に委任された者に保証金額を払い戻す。

(以下、省略)

<知的財産法>

第218条 税関手続きの停止の適用に係る手続

(中略)

- (3) (2)に規定の期間の満了時に、税関手続の停止を請求する者が民事訴訟を提起せず、かつ、税関が商品ロットの輸入者を行政手続に基づいて取り扱う事件を受理しなかったときは、税関は次の通りしなければならない。
- (a) 当該商品ロットに係る税関手続の完成を継続すること
 - (b) 税関手続の停止を請求する者に対して、強制的に、税関手続停止の不合理的な請求により当該商品ロットの所有者が被った全損害を補償させること、及び税関が被った商品の保管保存経費並びに税関に関する法律及び規則に従い税関及び他の関係組織及び個人が被ったその他の費用を支払わせること
 - (c) 税関手続の停止を請求する者に対して、義務を履行し、かつ、(b)にいう全費用支払の後に、供託保証金の残額を償還すること

<通達第13号>

Article 11. Continuation of customs procedures

1. Sub-department of Customs which decide to temporarily suspend shall continue the customs procedures for the batches as prescribed in clause 4 of Article 76 of the Law on Customs and notify the involved parties.
2. Within 10 working days from the date of completion of customs procedures for the temporarily suspended batches of goods, Sub-department of Customs shall:
 - a) Notify to the owners of intellectual property rights or legally authorized person to make payments to the owners of the incurred expenses under the provisions of clause 5 of Article 76 of the Law on Customs.

(the rest omitted)

第11条 税関手続の続行

1. 一時停止の決定をした税関支局は、税関法第74条第4項のとおり、当該貨物の税関手続を続行し、関係者にその旨通知しなければならない。
2. 一時停止した当該貨物の税関手続が終了した日から10営業日以内に税関支局は以下のことをしなければならない：
 - a) 知的財産権の所有者又は法的に委任されたものに対して、税関法第76条第5項の規定による荷主に発生した経費の支払を通知する

(以下、省略)

(6) 税関と権利者等の連携について

近年、ベトナム税関は以下の5つの団体と知的財産権の情報交換及び相互協力に関するMOU4号に署名した²³。

- ・ 日本貿易振興機構 (JETRO)
- ・ ベトナム海外資本企業の模倣品海賊版対策・知的財産権保護協会
- ・ 中国外商投資企業協会 (CAEFI) の下部組織である優良ブランド保護委員会(QBPC)
- ・ Reactベトナム

²³ 税関と権利者等の連携については、本調査研究における質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

- ・ベトナムタバコ協会

また、ベトナムは国境監視や密輸、偽造品、知的財産権侵害品の防止において他国と協力している²⁴。

- ・中国との協力：ベトナムと中国税関総局は2000年から越中国境税関会議を頻繁に開催し、両国間の密輸と不正貿易の防止強化について協議している。
- ・カンボジア、ラオス、ミャンマーとの協力：ベトナムは2013年11月に、この3か国と密輸、偽製品、不正貿易防止対策会議を共催し、共同国境線を持つ近隣国間の密輸と不正貿易の防止効果向上について協議している。

(7) 税関における模倣品の差止件数の統計調査について

2016年の差止件数は、輸入差止件数が60件で、輸出及びトランジットについては0件である。被害総額は310億VNDである²⁵。

また、2011年から2015年までの知的財産権の侵害品の行政取締による統計値は表4のとおりである²⁶。

表4 税関における知的財産権の侵害品の差押えの統計値

年	種別	商標	特許／実用新案	意匠
2011	数量 [件]	1,561	4	107
	罰金 [1000VND ^{※1}]	9,021,421	10,000	264,354
2012	数量 [件]	1,016	10	38
	罰金 [1000VND]	3,416,884	120,550	154,245
2013	数量 [件]	2,147	-	67
	罰金 [1000VND]	18,422,475	-	199,250
2014	数量 [件]	1,082	2	20
	罰金 [1000VND]	15,223,701	-	278,550
2015	数量 [件]	1,450	2	28
	罰金 [1000VND]	12,426,159	-	132,250

※1 1000VND=約5.0円 (2017年3月2日時点²⁷)

²⁴ 国際的な連携については、本調査研究における質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

²⁵ 本調査研究における質問票調査及びヒアリング調査に基づく情報。2016年のデータについては、知的財産権ごとに分類されたものは得られなかった。

²⁶ ベトナム国家知的財産庁 (NOIP) ウェブサイトの Annual Report 2015 の p53 の統計値に基づく。水際措置も含む、行政措置全体の統計値である。

URL:[http://noip.gov.vn/NOIP/RESOURCE.NSF/vwResourceList/DE783FF9FAB3985A47257FC0004CB312/\\$FILE/Annual%20Report%202015.pdf](http://noip.gov.vn/NOIP/RESOURCE.NSF/vwResourceList/DE783FF9FAB3985A47257FC0004CB312/$FILE/Annual%20Report%202015.pdf) (最終アクセス日：2017年3月13日)

²⁷ 下記のウェブサイトの為替レートを記載した。

URL:<http://www.xe.com/ja/currencyconverter/convert/?Amount=1000&From=VND&To=JPY> (最終アクセス日：2017年3月2日)

14.1.2 刑事措置の内容及び実施状況

(1) 概要

ベトナムでは、特定の知的財産権の侵害行為に対して、刑法上の罪として罰則が設けられている。以下では、特に、営業秘密の不正取得、不正ラベル・不正包装の故意の使用及び映画盗撮に関して記載する。

表5 営業秘密・不正ラベル等・映画盗撮に関する刑事措置の概要

内容	罰則	刑事罰規定
営業秘密の不正取得に関する刑事罰規定	なし	なし
不正ラベル・不正包装の故意の使用に関する刑事罰規定	2,000万ドン以上2億ドン以下の罰金又は2年以下の非拘束矯正刑（同(1)項）	刑法171条 ^{※1}
映画の盗撮に関する刑事罰規定	なし	なし

※1 1999年刑法（第15/1999/QH10号）及び改正法（第37/2009/QH12号）に基づく

(2) 営業秘密の不正取得に関する刑事罰規定

ベトナムでは営業秘密の不正取得について、ベトナム競争法（第27/2004/QH11号）には行政罰の規定はあるが、刑事罰の規定はない²⁸。

ベトナム刑法は最近法改正²⁹されたばかりなので、営業秘密の不正取得について刑事罰の規定が設けられる予定は当面ない。ベトナム刑法においては、“社会に深刻な影響を与えるものに対して刑事罰を科す”という基本的な考え方があり、営業秘密の不正取得については、現時点では刑事罰相当の位置づけにはなっていない³⁰。

<競争法³¹>

第41条 商業上の秘密の侵害

1. 商業上の秘密の法律上の保有者が秘密を守るために講じる手段を妨害して、商業上の秘密に該当する情報を入手、及び収集すること。
2. 商業上の秘密の保有者の承諾を得ることなく、当該商業上の秘密を開示、又は使用すること。
3. 商業上の秘密の保有者の秘密情報を入手、収集、若しくは開示する目的で、秘密を保持する契約に違反し、又は同様の目的で、秘密保持義務を負う者を騙し、若しくはその者の信用を利用すること。

(以下、省略)

第118条 競争法令違反行為に対する制裁金の額

(中略)

²⁸ 本調査研究における質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

²⁹ ベトナム 2015 年刑法（2017 年 1 月 1 日より施行）。

³⁰ 本調査研究における質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

³¹ ベトナム競争法（第 27/2004/QH11 号）の日本語訳は、法務省ウェブサイトの法務総合研究所国際協力部（ベトナム）に掲載のものを使用した。URL: <http://www.moj.go.jp/content/000111322.pdf>（最終アクセス日：2017 年 3 月 13 日）

2. 不公正な競争行為に該当する行為その他の違反行為（本条第1項に規定した行為を除く）が行われたときは、制裁措置の決定権限を有する機関は、行政罰について定める法令又はその関連法令に基づいて、制裁金を課することができる。

(以下、省略)

(3) 不正ラベル・不正包装の故意の使用に関する刑事罰規定

ベトナムでは不正ラベル・不正包装の故意の使用については、刑法及び知的財産法に基づいて刑事罰が科される。故意の使用か否かの判断については、刑法第171条³²の規定に基づいて個別の案件に対して刑事罰の適用の可否や量刑の判断とともになされる³³。

<刑法³⁴>

第171条 工業所有権の侵害罪

1. 経営目的で、発明、実用新案、工業意匠、商標、屋号、原産地表示、及びベトナムで保護されているその他の工業所有権対象を奪取又は不法に使用し、その行為について既に懲罰若しくは行政処分を受け、又はその違反に関して有罪判決を受け、まだ前科の抹消を受けていないにも関わらず違反を繰り返した者は、2,000万ドン以上2億ドン以下の罰金又は2年以下の非拘束矯正刑に処す。

(以下、省略)

<知的財産法>

第129条 標章、商号及び地理的表示に対する権利の侵害行為

- (1) 次の行為は、標章所有者の許可なしに行われたときは、標章に対する権利の侵害であるとみなす。
- (a) 保護された標章と同一の標識を、当該標章により登録された一覧におけるものと同一の商品又はサービスについて使用すること
 - (b) 保護された標章と類似の標識を、当該標章により登録された一覧におけるものと同一か類似の又は関係する商品又はサービスについて使用すること。ただし、当該使用が、60当該商品又はサービスの出所について混同を生じさせる虞があることを条件とする。
 - (c) 保護された標章と類似の標識を、当該標章により登録された一覧におけるものと同一か類似又は関係する商品又はサービスについて使用すること。ただし、当該使用が、当該商品又はサービスの出所について混同を生じさせる虞があることを条件とする。

(以下、省略)

³² ベトナム刑法については、2017年1月1日より2015年刑法（第100/2015/QH13号）が施行されたが、本調査研究においては質問票調査の時点での1999年刑法（第15/1999/QH10号）及び改正法（第37/2009/QH12号）に基づいて記載した。

³³ 2015年改訂、2017年1月1日より施行。

³⁴ ベトナム1999年刑法（第15/1999/QH10号）の日本語訳は、法務省ウェブサイトの法務総合研究所国際協力部（ベトナム）に掲載のものを使用した。URL: <http://www.moj.go.jp/content/000111018.pdf>（最終アクセス日：2017年3月13日）

第212条 刑事罰を受けるべき知的所有権の侵害行為

犯罪を構成する要因を有する知的所有権の侵害行為を犯した個人は、刑法及び規則に従い刑事罰を科されるものとする。

第213条 知的所有権の偽造商品

- (1) 本法にいう知的所有権の偽造商品は、(2)にいう偽造標章商品又は偽造地理的表示商品(以下「偽造標章商品」という)並びに(3)にいう著作権違反商品を含む。
- (2) 偽造標章商品とは、当該商品に係り保護された標章又は地理的表示と同一又は実質的に識別不能な標章若しくは標識を、当該標章の所有者又は当該地理的表示の管理組織それぞれの同意なしに付した商品又は包装である。
- (3) 著作権違反商品とは、著作権所有者又は隣接権所有者の同意なしに作成された複製である。

(4) 映画盗撮に関する刑事罰規定

ベトナムでは映画の盗撮行為について直接刑事罰を科す規定はない³⁵。

(5) 模倣被害に対する刑事措置に関する統計調査について

知的財産権に関する該当する統計情報について公表されたものはない³⁶。

14.1.3 民事措置の内容及び実施状況**(1) 概要**

ベトナムでは、知的財産権の侵害に対して民事による救済を求めることができる。具体的には、権利者は侵害行為の差止、損害賠償又は利益返還を求めることができる。以下では、特に、模倣被害に対する損害賠償制度、追加的損害賠償制度について記載する。

表6 民事措置の概要

内容	損害賠償の内容	規定
法定損害賠償制度	(a) 原告の利益減少分が全物理的損害に未だ含まれていないときは、金額により決定された全物理的損害に侵害の結果として被告が得た利益を加算した額 (b) 知的所有権対象の使用に係る合意に基づいて、犯された侵害行為と同等程度まで知的所有権対象を使用する権利を被告が原告から移転されたと想定して、当該知的所有権対象を使用する権利の移転の価値 (c) (a)及び(b)に従い補償金額を決定することが不可能な場合は、当該金額は、損失レベルに応じて裁判所により決定されるが、5億ベトナム・ドンを超えないものとする。	知的財産法 第205条(1)
追加的損害賠償制度	なし	なし

³⁵ 本調査研究における質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

³⁶ 本調査研究における質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

(2) 損害賠償制度、追加的損害賠償について

模倣被害に対する損害賠償については、知的財産法及びベトナム民法³⁷に規定がある。追加的損害賠償について明確に規定したものはない³⁸。また、消費者の利益に対する侵害という観点での損害賠償については、ベトナム民法及び関連法に規定されている³⁹。

<知的財産法>

第205条 知的所有権の侵害により生じた損害の決定についての根拠

(1) 原告が知的所有権の侵害により自己への物理的損害が生じたことの立証に成功した場合は、その者は、裁判所に対して、次の根拠の1に基づいて補償金額を決定するよう請求する権利を有する。

(a) 原告の利益減少分が全物理的損害に未だ含まれていないときは、金額により決定された全物理的損害に侵害の結果として被告が得た利益を加算した額

(b) 知的所有権対象の使用に係る合意に基づいて、犯された侵害行為と同等程度まで知的所有権対象を使用する権利を被告が原告から移転されたと想定して、当該知的所有権対象を使用する権利の移転の価値

(c) (a)及び(b)に従い補償金額を決定することが不可能な場合は、当該金額は、損失レベルに応じて裁判所により決定されるが、5億ベトナム・ドンを超えないものとする。

(以下、省略)

第198条 自身による保護に対する権利

(1) 知的所有権所有者は、自らの知的所有権を保護するために次の措置を適用する権利を有する。

(a) 知的所有権の侵害を防止するために技術的措置を講じること

(b) 知的所有権の侵害行為を犯した組織、個人に対して、当該侵害行為を終了し、謝罪し、公的に是正し、かつ、損害に対して補償するよう請求すること

(中略)

(2) 知的所有権の侵害行為により生じた損害を被ったか、又は消費者若しくは社会に損害を生じた知的所有権の侵害行為を発見した組織及び個人は、国家所管当局に対して、本法の規定並びに他の関係法及び規則の規定に従い知的所有権の侵害行為を取り扱うよう請求する権利を有する。

(以下、省略)

³⁷ ベトナム民法については、2017年1月1日より2015年刑法(第91/2015/QH13号)が施行されたが、本調査研究においては質問票調査の時点での2005年民法(第33/2005/QH11号)に基づいて記載した。

³⁸ 本調査研究における質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

³⁹ 本調査研究における質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

<民法⁴⁰>

第604条 損害の賠償責任の発生根拠

1. 故意的な過失又は故意がない過失によって他人の生命、健康・名誉・人格・威信、財産の合法的権利・利益を侵犯し、また法人又は他の主体の名誉、威信、財産を侵犯して損害を与えた人は、賠償しなければならない。
2. 法律に過失がない場合でも損害を起こした人は賠償しなければならないと規定されている場合、その規定を適用する。

第605条 損害賠償の原則

1. 損害は、遅滞なく全部が賠償されなければならない。法律の他の規定がある場合を除き、賠償額、金銭・現物・仕事を行うによる賠償方法、1回ないし数回の賠償方式について合意することができる。
2. 故意がない過失によって自己の当面及び長期の経済力より大きい損害を起こした場合、損害を起こした人の賠償額を減額することができる。
3. 賠償額が実際に合致しなくなる場合、被害者又は損害を起こした人は、裁判所又は権限のある国家機関に対して賠償額を変更するように要求する権利を有する。

第630条 消費者の権利の侵犯によって生じた損害の賠償

個人、法人及び他の主体は、生産・経営をするとき、商品の品質を担保しないことによって消費者に損失を与えた場合、賠償しなければならない。

<ベトナム消費者権利保護法⁴¹>

第11条 消費者権利保護の違反処理

1. 消費者権利保護の法律に違反した個人は、違反の性質、程度に見合った行政処分や刑事責任を負わなければならない。損害を及ぼした場合は、法律の規定に従って弁償しなければならない。
 2. 消費者権利保護の法律に違反した組織は、違反の性質、程度に見合った行政処分を受ける。損害を及ぼした場合は、法律の規定に従って弁償しなければならない。
- (以下、省略)

(3) 模倣被害に対する民事措置に関する統計調査について

知的財産権に関する該当する統計情報について公表されたものはない⁴²。

⁴⁰ ベトナム 2005 年民法 (第 33/2005/QH11 号) の日本語訳は、法務省ウェブサイトの法務総合研究所国際協力部 (ベトナム) に掲載のものを使用した。URL: <http://www.moj.go.jp/content/000111329.pdf> (最終アクセス日: 2017 年 3 月 13 日)

⁴¹ ベトナム消費者権利保護法 (第 59/2010/QH12 号) の日本語訳は、法務省ウェブサイトの法務総合研究所国際協力部 (ベトナム) に掲載のものを使用した。URL: <http://www.moj.go.jp/content/000111324.pdf> (最終アクセス日: 2017 年 3 月 13 日)

⁴² 本調査研究における質問票調査及びヒアリング調査に基づく情報。

平成 29 年 3 月

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

模倣被害に対する主要各国による措置及び対策に関する実態調査報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>